

指 示

平成 2 4 年 1 1 月 9 日

群馬県知事

大澤 正明 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく平成 2 4 年 1 0 月 2 3 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 群馬県沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、嬭恋村及び高山村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 群馬県渋川市において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）及び薄根川（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
4. 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）、小中川（支流を含む。）及び桃ノ木川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、

当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

5. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

6. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

(参考)

## 指 示

平成24年10月23日

群馬県知事

大澤 正明 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成24年10月16日付け指示は、下記のとおり変更する。

### 記

1. 群馬県沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、嬭恋村及び高山村において採取されたきのこ類（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 群馬県渋川市において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
3. 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）、薄根川（支流を含む。）及び烏川のうち川田橋の上流（支流を含む。）において採捕されたいわな（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
4. 吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間（支流を含む。）、薄根川（支流を含む。）、小中川（支流を含む。）及び

桃ノ木川（支流を含む。）において採捕されたやまめ（養殖により生産されたものを除く。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

5. 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

6. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。